

平成20年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日 (2月20日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
開 会	5
開 議	5
議事日程について	5
会議録署名議員の指名	5
議会運営委員長報告	5
会期の決定	6
諸報告	6
一般質問	10
5番 竹田悦子議員	10
管理者提出議案の上程及び説明	14
議案第1号の説明、質疑、採決	15
議案第2号の説明、質疑、採決	17
議案第3号の説明、質疑、採決	19
議案第4号の説明、質疑、採決	20
議案第5号の説明、質疑、採決	21
議案第6号の説明、質疑、採決	23
議案第7号の説明、質疑、採決	24
議案第8号の説明、質疑、採決	25
議案第9号の説明、質疑、採決	26
議案第10号の質疑、採決	28
管理者あいさつ	31

閉 会 3 2

埼玉中部環境保全組合告示第1号

平成20年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成20年2月13日

埼玉中部環境保全組合 管理者 新 井 保 美

1 期 日 平成20年2月20日(水)午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 4階 会議室

3 附議事件

- 1 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 2 議案第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 3 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 4 議案第 4号 埼玉中部環境保全組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 5 議案第 5号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 議案第 6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 7 議案第 7号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 8 議案第 8号 埼玉中部環境保全組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 9 議案第 9号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号)について
- 10 議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	秋 谷	修	議 員	2 番	福 田	悟	議 員
3 番	長 嶋	貞 造	議 員	5 番	竹 田	悦 子	議 員
6 番	岡 田	恒 雄	議 員	7 番	湯 澤	清 訓	議 員
9 番	大 澤	芳 秋	議 員	1 0 番	福 島	忠 夫	議 員
1 1 番	柳 谷	泉	議 員	1 2 番	岩 崎	勤	議 員
1 3 番	小 柳	幸 一 郎	議 員	1 4 番	内 野	正 美	議 員

○ 不 応 招 議 員 (1 名)

8 番 三 宮 幸 雄 議 員

平成20年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

平成20年2月20日(水曜日) 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議会運営委員長報告
- 第3 会期の決定
- 第4 諸報告
- 第5 一般質問
- 第6 管理者提出議案の上程及び説明
- 第7 議案第1号の説明、質疑、採決
- 第8 議案第2号の説明、質疑、採決
- 第9 議案第3号の説明、質疑、採決
- 第10 議案第4号の説明、質疑、採決
- 第11 議案第5号の説明、質疑、採決
- 第12 議案第6号の説明、質疑、採決
- 第13 議案第7号の説明、質疑、採決
- 第14 議案第8号の説明、質疑、採決
- 第15 議案第9号の説明、質疑、採決
- 第16 議案第10号の質疑、採決
- 第17 管理者あいさつ

閉 会

○出席議員（12名）

1番	秋谷	修	議員	2番	福田	悟	議員
3番	長嶋	貞造	議員	5番	竹田	悦子	議員
6番	岡田	恒雄	議員	7番	湯澤	清訓	議員
9番	大澤	芳秋	議員	10番	福島	忠夫	議員
11番	柳谷	泉	議員	12番	岩崎	勤	議員
13番	小柳	幸一郎	議員	14番	内野	正美	議員

○欠席議員（1名）

8番 三宮 幸雄 議員

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	新井保美君
副管理者	原口和久君
副管理者	石津賢治君
会計管理者	新井豊美君
事務局長	原勇君
庶務課長	新井久夫君
施設課長	水村清君

○職務のため出席した事務局職員

書記 成井治久

開会の宣告

(午前 9時00分)

○大澤芳秋議長 おはようございます。

三宮議員から遅刻の申し出がございました。

ただいまから平成20年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

出席議員は12名ですので、定足数に達しております。よって、本議会は成立いたします。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしく願いいたします。

開議の宣告

○大澤芳秋議長 これより本日の会議を開きます。

議事日程について

○大澤芳秋議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

会議録署名議員の指名

○大澤芳秋議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、10番、福島忠夫議員、11番、柳谷泉議員、12番、岩崎勤議員を指名いたします。

議会運営委員長報告

○大澤芳秋議長 日程第2、議会運営委員長の報告を行います。

去る2月13日に議会運営委員会が開かれておりますので、委員長よりその結果の報告をお願いいたします。

湯澤議会運営委員長。

○湯澤清訓議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議長の命により、日程第2、議会運営委員会のご報告を申し上げます。

去る2月13日午前9時から、当センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議会日程について協議をいたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程表について順次ご説明を申し上げます。

日程第3、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第4、諸報告、議会行政視察報告、管理者諸報告であります。議会行政視察報告は、副議長より行います。

日程第5、一般質問、質問通告者は1名であります。なお、質疑応答を含め1時間以内とし、再質問は2回までと申し合わせておりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第6、管理者提出議案の上程及び説明、管理者提出議案の上程及び説明の後、議案審議を行うこととし、日程第16、議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算につきましては、休憩をとりまして全員協議会を開催することと決定いたしましたので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

提出議案につきましては、日程第7、議案第1号から日程第9、議案第3号につきましては専決処分の承認を求めることについてであります。日程第10、議案第4号 埼玉中部環境保全組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例、日程第11、議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、日程第12、議案第6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第7号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第14、議案第8号 埼玉中部環境保全組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第15、議案第9号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号)について、日程第16、議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算について、以上10議案であります。

次に、運転管理業務委託契約の締結については、議決事項ではないことが判明したため、今年度から付議事件とせず、5月議会での報告とすることで、議会運営委員会として了承いたしましたので、ご報告申し上げます。

なお、本日は昼食の用意をしないと決定させていただきました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○大澤芳秋議長 ありがとうございました。

会期の決定

○大澤芳秋議長 日程第3、会期の決定につきましては、議会運営委員長の申し出のとおり、2月20日本日1日限りといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

諸報告

○大澤芳秋議長 日程第4、諸報告を行います。

初めに、昨年11月7日、8日に議会行政視察研修を実施いたしておりますので、副議長から報告

を申し上げます。

内野副議長。

○内野正美副議長 おはようございます。本日報告をさせていただきます内野と申します。よろしく
お願いいたします。

それでは、報告いたします。埼玉中部環境保全組合議会行政視察報告書。

1、視察目的、最新のごみ処理施設等を視察し、今後の当組合の運営に資するものでございます。

2、日程、平成19年11月7日水曜日、8日木曜日でございます。埼玉中部環境センター、午前7
時30分、集合出発でございます。

3、視察先、1、宮城県仙台市環境局「松森工場」でございます。郵便番号981 3111、宮城県
仙台市泉区松森字城前135番地です。電話022 373 5399。2、栃木県宇都宮市「クリーンパーク
茂原」、郵便番号321 0126、栃木県宇都宮市茂原町777番地1。電話028 654 0018でございます。

4、参加者、議員12名でございます。敬称を略させていただきます。大澤芳秋、秋谷修、福田悟、
長嶋貞造、竹田悦子、岡田恒雄、湯澤清訓、福島忠夫、柳谷泉、岩崎勤、小柳幸一郎、内野正美。
正副管理者3名でございます。新井保美、原口和久、石津賢治。事務局より2名で原勇、新井久夫
でございます。欠席者1名、三宮幸雄議員でございます。

5、宿泊先、宮城蔵王遠刈田「さんさ亭」でございます。郵便番号が989 0916、宮城県刈田郡
蔵王町遠刈田温泉東裏30、電話が0224 34 2211でございます。

平成19年度議会研修報告。

昨年、議会行政視察研修を実施しておりますので、その概要をご報告申し上げます。お手元の報
告書をご参照くださればありがたく思っております。

実施日は、11月7日、8日であります。初日に宮城県仙台市環境局「松森工場」、2日目には栃
木県宇都宮市「クリーンパーク茂原」を視察いたしました。視察の目的でございますが、最新のご
み処理施設、リサイクルプラザ、余熱利用施設等を視察することにより、今後の当組合の運営に資
することであります。参加者は12名、1名の欠席であります。また、執行部より正副管理者のご参
加をいただき、事務局より2名が随行いたしました。

初めに、仙台市「松森工場」の概要を申し上げます。松森工場は、大槻施設課長ほか5名の職員
に対応していただき、スポパーク松森ではPFI事業者コナミの井出氏から説明を受けました。松
森工場は、老朽化した子鶴工場と西田中工場の代替施設として、平成12年度から17年にかけて建設
されたもので、仙台市北東部地域のごみ処理を行っております。隣の富谷町のごみ処理も事務委託
しております。建設費の10分の1の負担、運営費はごみ量の割合とのことでございます。

また、仙台市にはほかに今泉工場（施設規模600トン）、葛岡工場（施設規模600トン）がござい
ます。

松森工場は、ストーカー方式に灰溶融施設を設置し、建設費は約294億円、用地費は70億円、プ

ラントは三菱重工業株式会社であります。焼却設備の修理能力は200トンの炉が3基で600トン、灰溶融施設は1日80トンの処理能力で、発電施設を備え、また余熱利用施設として「スポパーク松森」を設置しております。

会議室での説明を受けた後、施設見学をし、余熱利用施設「スポパーク松森」を視察しております。

質疑の主なものは、売電の金額については、平成18年度、約1億1,700万円であります。

また、地元の一部の住民から計画撤回の意見があったことについては、前の施設の炉を一度とめたという形のもとに、地域でのごみ処理はもう終わったと思われ、なぜまたここにつくるのかということで裁判も起き、最近終結したとのことであります。当時、社会的にもダイオキシン問題が取り上げられており、排ガスのダイオキシン自主規制値を0.01ナノグラムとし、ダイオキシンの連続監視装置を設置することで、反対住民の了承を得ております。

また、市では平成20年10月から家庭系のごみの有料化を決定しており、45リットル袋を40円で販売、20年の2月から2,000回、10万人を目標に説明会を予定しているとのことであります。

次に、2日目に視察しました栃木県宇都宮市「クリーンパーク茂原」の概要について申し上げます。クリーンパーク茂原は、宇都宮市、上三川町、下野市石橋地区（旧石橋町）の広域事業として実施しており、人口が約51万2,000人、世帯数約20万3,000世帯であります。宇都宮市は、ほかにも北清掃センター（施設規模240トン）、南清掃センター（施設規模240トン）がございます。

クリーンパーク茂原の施設の概要については、湯沢工場長から説明を受けましたが、松森工場同様、ストーカー方式に灰溶融施設を設置しており、建設費は約223億円、プラントは株式会社クボタであります。焼却設備の処理能力は130トンの炉が3基で390トン、灰溶融施設は1日40トンの処理能力であり、発電施設を備え、また余熱利用施設として「茂原健康交流センター 蝶寿 コ・デ・ランネ」を設置しております。

会議室での説明を受けた後、施設見学をし、余熱利用施設「茂原健康交流センター コ・デ・ランネ」を視察しております。

主な質疑といたしまして、年間の維持管理費については約20億円とのことであります。また、スラグの利用については、なかなかよい利用方法が見つからず、利用が進まないのが現状とのことであります。

以上が視察の概要であります。活発な質疑が行われ、まことに有意義な研修でありましたことを申し添えて、視察報告といたします。

なお、質疑の内容を参考資料として添付してございますので、ご参照していただければと思っております。

報告を終わります。ありがとうございました。

○大澤芳秋議長 どうもありがとうございました。

この報告についてご質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質問がないようでございますので、副議長の報告を終わりにさせていただきます。

続きまして、管理者から10月定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いいたします。

管理者。

○新井保美管理者 おはようございます。本日ここに、平成20年第1回埼玉中部環境保全組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私ともに大変ご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、厚く御礼申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、昨年10月定例会以降の運転状況及び事務の執行状況につきましてご報告申し上げます。

お手元に配付させていただきました平成19年4月から本年1月までの運転状況について申し上げます。搬入されましたごみの量は、可燃ごみが3万3,557.00トン、粗大ごみが1,049.28トン、合計3万4,606.28トンであります。昨年度は、小川地区衛生組合からの受託がございましたので、受託量を除いた管内発生ごみ量で比較しますと405.30トン、1.16%の減となっております。

次に、運転管理につきましては、予定しておりました定期点検整備、各施設の点検整備、保守点検作業等も終了し、良好な運転管理を継続しており、業務も順調に進んでおります。

次に、施設整備検討委員会につきましては、第3回検討委員会として、昨年11月19日に川口市朝日環境センター、上尾市西貝塚環境センターの視察を実施しております。私も岡田委員長からお声をおかけいただきましたので、大変ありがたく参加をさせていただいております。また、1月23日に第4回検討委員会が開催され、熱心な協議がなされておると伺っております。

次に、第2期大間処分場につきましては、ご案内のとおり「フロートバイオシステム工法」の実証試験を昨年6月まで実施いたしました。BODの数値につきましては、廃止基準60ppmに対し平均で18.1ppmであり、試験結果はまことに良好なものであります。

雨水による自然浄化では、廃止の条件を満たすのは非常に厳しい状況でありますので、地権者への早期返還に向けて、平成20年度から「フロートバイオシステム工法」の本格的な導入をしてみたいと考えております。

終わりに、今後もより健全な財政運営と安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。諸報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○大澤芳秋議長 ありがとうございました。

ただいま管理者の諸報告が終わりました。

これについてご質問はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質問がないようですので、管理者諸報告を終わります。

一般質問

○大澤芳秋議長 日程第5、一般質問を行います。

質問通告者は1名であります。質問並びに答弁は簡潔にお願いいたします。

通告者、竹田悦子議員の質問を許可いたします。

○5番 竹田悦子議員 改めまして、おはようございます。日本共産党の竹田悦子でございます。2008年第1回定例議会におきまして、2件、一般質問を出していますので、通告順に従いまして一般質問を行います。

1、パッカー車の2人乗車の徹底について。(1) 2人乗車徹底のその後の対応について。昨年の第3回定例議会においてパッカー車の2人乗車の徹底について質問しました。私が問題提起した後、本組合独自でも10月18日から24日までの調査を行ったことが報告されました。その実態調査の結果、1人乗車については11業者、13台であったことが答弁で明らかになりました。また、10月29日に管内協議会を行い、2人乗車について重要課題として中部環境がイニシアチブをとり、指導徹底をお願いしていきたいと力強い答弁がされたのが前回の議会での内容です。私の住んでいる鴻巣市でも11月2日金曜日、午後1時半から3時40分まで、11月5日月曜日、午前9時半から11時30分まで、同じく5日の午後2時半から3時45分まで、市役所の職員が3ラウンドにわたり調査をしてくださいました。これがこの結果であります。この内容はこの組合にも提出されているそうです。この結果報告書には、詳細に搬入時間、事業社名、搬入内容、乗車人数、判定車両ナンバーまで記入をされており、職員の努力の跡がよくわかります。午前中の報告書を見ると、11月2日、15事業社中2社で2車、会社の社に2車、車の「シャ」ですが、1人乗りであった。11月の5日は、13事業社中5社、6台が1人乗車であったこと。11月の5日午後は、9事業社中1社、1台が1人乗車であったことが報告されています。問題は、関係者の努力があるにもかかわらず、まだ1人乗車の悪質な事業社があるということです。前回私が指摘し、本組合の職員が現場を押さえた白色のパッカー車の事業所は、11月の5日の時点でまだ規則を守っていないことが報告書では明らかで、11月5日のこうした実態調査の報告もありますが、ア、指摘を受けた事業所など改善されてきているのか、実態について。

イ、各構成市町の連携について。報告書では、鴻巣市の委託業者許可業者はわかりませんが、北本市や吉見町の許可、あるいは委託業者については報告書を見る限り明確にはなりません。実態調査をした情報を交換し、構成市町が連携し合って対応できるよう、本組合がイニシアチブをとるよう求めるものです。

2、大間最終処分場について。(1) モデル事業の成果と評価について、(2) 継続事業として

の対応と今後の見通しについて。前回の定例議会と本日の管理者報告がされ、また他の議員がこの大間処分場について質問を行いました。フロートバイオシステム工法の実証試験で改善効果が出ており、BODは平均18.1ppm前後で、良好な数値が測定されるとの報告であり、新年度からフロートバイオシステム工法の導入をしていきたいとの答弁がされています。また、5月議会では実証試験中間報告として、pHやBOD、COD、SSなどの数値が処理水数値目標としてクリアされていることが実証試験中間報告で出されていますが、最終的な報告書の数値はそれぞれ幾つであったのか、お答えをいただきたいと思います。

以上で壇上での質問は終わりますが、再質問は自席にて行います。ご答弁よろしく申し上げます。

○大澤芳秋議長 1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

原事務局長。

○原 勇事務局長 お答えいたします。

パッカー車の2人乗車の徹底につきましては、平成19年10月議会で竹田議員さんからご指摘をいただき、直後の10月29日に管内協議会の開催をお願いし、パッカー車の2人乗車について厳しい態度で臨むようにとの議員さんからご指摘を構成市町の担当課長に伝え、2人乗車の指導についてお願いをいたしました。その後、管内協議会課長会議及び担当者会議を計3回開催し、2人乗車が徹底されるよう協議、検討をまいりました。この間、構成市町では現地調査や業者との調整会議等を実施し、文書で2人乗車の徹底を指導していると同っており、改善の状況は見られるものの、残念ながら一部に徹底されていない状況が見られるとのこととあります。

当組合といたしましては、搬入ごみの未分別、1人乗車などの違反が確認された場合、文書注意、各市町による指導等に対応してまいりましたが、今後さらなる徹底を図るべく注意勧告、搬入停止、許可取り消しのペナルティーも含め、搬入ごみ状況調査実施要領を策定いたし、昨年度まで構成市町独自で実施しておりました収集運搬業者への説明会を3月5日、埼玉中部環境センターにおいて収集運搬業者、構成市町及び組合職員による合同説明会として開催し、2人乗車が徹底されるようお願いしてまいりたいと考えております。

2点目の大間最終処分場についてお答えいたします。ご案内のとおり平成18年12月から平成19年6月末までの7カ月間、フロートバイオシステムの実証試験を実施いたしました。懸案でありますBODにつきましては、従来の雨水による自然浄化では70から100ppmと高い値でありましたが、実証試験では基準値60ppmに対し20ppm以下になり、極めて良好な数値が計測されました。

また、フロートバイオシステムにより処理した水を外部に放流できないのか、生態系の観点から試験を行いました。10月15日から1カ月間、処理水で満たした水槽で小魚のハヤを飼育したところ、何ら問題なく生息が確認されましたので、この結果を埼玉県資源循環推進課に報告いたしました。

また、1月28日、埼玉県資源循環推進課にフロートバイオシステム導入計画についてご相談いた

したところ、埼玉県の処分場も廃止の見通しが立っておらないことから、県からもフロートバイオシステムの効果が期待されており、中部環境の最終処分場が廃止できれば、その成果は多大であり、今後推移を見守ってまいりたいとの回答をいただいております。

今後の見通しにつきましては、昨年の実証試験が良好な結果でございましたので、平成20年度、本格導入をさせていただくため、導入費用として工事費、維持管理委託料、薬剤費を当初予算に計上させていただいております。議会のご承認をいただき、県及び構成市町と連携を図りながら、早期廃止に向け、推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、再質問を行います。

1点目の2人乗車の徹底の問題については、答弁を聞く限り、3月5日に中部環境としてイニシアチブをとって説明会もしていただくという点では、非常に前向きに取り組んでいただいているなというところは評価したいというふうに思います。そういう点では、いわゆる公的な仕事をしている業者ですから、当然規則を守ることと、そこで働いておられる方の労働条件を本当にきちっと働く人の権利を守っていくという点では、ぜひ引き続き努力をしていただきたいというふうに考えています。

そういう点で、あと前回質問をしたまじめにやっている人たちもきちっと私は評価されるべきであろうというふうに、当たり前のことですけれども、でも一番ごみ処理というのは、いわゆる危険であったり汚いという点では、私どもの生活にかかわる部分では、非常に重要な部分をやっていただいているけれども、なかなか日の目が当たらないというお仕事でありますので、そういう点ではまじめにやっていただいている業者については、私は表彰というか、感謝状というか、当たり前のことですけれども、表彰はしてもいいのではないかとということで、前回のときに問題提起をして、検討しますというお答えをいただいておりますので、その点についてどう検討されてきたのか、再質問を行います。

それから、2点目の大間最終処分場ですけれども、私が初めて議会に出たときに、大間最終処分場の水処理の問題では、いつになったら数値がクリアできて、返すことができるのかという最初の問題提起から研究もしていただいて、フロートバイオシステム工法で一定のめどがついてきたというのは、この中部環境の中でも私は前進の方向に来ているなというふうに考えます。県とも協議をして、県内でもそういう点では画期的な、私は今話を聞く限りは、画期的な工法を見出してきたというふうに思います。今後の方向として、先ほど質問をしましたBODは18.1ppmですが、SSとかCODについての最終的な数値というのがどうなっているのか、この点をお答えいただきたいというふうに思います。

それと、2点目が出された水の処理の問題で、資源循環推進課へのところに持って行って、問題

ないというふうな報告もされていますけれども、実際に問題がないと言われる根拠、出された水がどういう水質であったかという科学的な検証がされているのかどうか、そこを確認をしたいというふうに思います。

以上です。

○大澤芳秋議長 2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 1点目の表彰について検討しているのかということですが、先ほど答弁をさせていただきましたけれども、3回の協議をいたしました。最重要課題である2人乗車の徹底と、これを最重要として取材しておりました。表彰につきましては、提起をしましたが、今後の課題ということで、今後の検討課題にしようという統一見解であります。

それから、SS、CODの最終数値でございますが、この件につきましては2年以上、例えばCODが90ppmでございます。90をクリアした最終年、17年の7月から90以下の基準値を下回っております。良好な数字と認識しております。また、SS、60ppmに対して平成14年8月からクリアしております。最終的な数値を申し上げますと、19年の1月の最新数値でございますけれども、90に対して56でございます。また、SSにつきましては、60ppmに対して5ppmでございます。

それから、先ほどのもう一点でございます。3点目の科学的に大丈夫なのかと、放流の件でございます。この件につきましては、私ども今、先ほどハヤで立証しましたが、今現在メダカでやっております。このような経過報告を県に推奨して、放流しても問題ないよという見解を今後いただきたいと、中部環境としてもできることはやるという観点から、独自で魚の生息を生態系の観点から調査しておるものでございます。ですから、竹田議員さんのご指摘の科学的根拠といいますと、まだそこまで私どもいっておりませんが、鋭意努力させて県の承認を得たいというような努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 2回目の答弁を終わりました。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 では、再々質問を行いますが、2件目の大間最終処分場の放出できる水の問題については、先ほど鋭意努力していきたいということですので、やはり科学的な検証というのは、私は必要だというふうに思います。そういう点では、きちっとした信頼できるところに持って行って、こういうふうな数値だからということで、ぜひ明らかにしていただいて、その節には議会にも報告していただくようお願いをしたいと思います。

以上です。

○大澤芳秋議長 3回目の質問が終わりました。

執行部の答弁をお願いいたします。

事務局長。

○原 勇事務局長 科学的根拠でございますけれども、竹田議員さんのご指摘を十分認識させていただいて、これから関係機関と調査させていただいて努力してまいります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 以上で竹田議員の質問は終了いたしました。

管理者提出議案の上程及び説明

○大澤芳秋議長 日程第6、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長の命によりまして、提出議案のご説明を申し上げます。

議案第1号から議案第3号につきましては、地方自治法179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

次に、議案第4号 埼玉中部環境保全組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、語句の整備であります。

議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨年地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことに伴い、整備を図りたいとするものであります。

議案第6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、情報公開・個人情報保護審査会及び審議会の委員の報酬について見直しをいたしたいとするものであります。

議案第7号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別職職員の会議出席日当を見直しをいたしたいとするものであります。

議案第8号 埼玉中部環境保全組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、県内に出張した場合の廃止した日当について、明示する条文の整備等であります。

議案第9号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,304万2,000円を追加し、予算の総額を10億5,952万2,000円といたしたいとするものであります。

次に、議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算につきまして申し上げます。予算の概要は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ10億3,967万4,000円とし、前年度と比べ2,550万5,000円、2.51%の増額をいたしたいとするものであります。

歳入の主なものは、構成市町からの負担金7億3,700万円、地方交付税分負担金1億3,100万円、

使用料及び手数料 1 億1,500万円、財政調整基金繰入金3,181万3,000円、諸収入1,616万1,000円等
であります。

歳出の主なものは、議会費676万8,000円、前年度比 8 万5,000円、1.24%の減額、総務費5,893万
3,000円、前年度比319万6,000円、5.73%の増額、衛生費 6 億9,510万1,000円、前年度比2,239万
4,000円、3.33%の増額、公債費 2 億7,387万2,000円、前年度と同額であります。

なお、平成20年度ごみ処理総量は、管内発生量 4 万1,500トンを見込んでおります。

以上、議案第 1 号から議案第10号までの10議案につきましてその概要を申し上げましたが、細部
につきましては事務局長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、原案のとおり可決、ご決定賜
りますようお願い申し上げ、提案説明といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 4 5 分

再開 午前 1 0 時 0 0 分

○大澤芳秋議長 休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第 1 号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第 7、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行っ
てまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

埼玉中部環境保全組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につ
いて、地方自治法第179条第 1 項の規定に基づき、12月 1 日、専決処分をさせていただきましたの
で、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

平成19年度人事院勧告に伴う組合議会議員の期末手当等の改正であります。期末手当の率の引き
上げにつきましては、昨年10月鴻巣市が平成17年度に据え置いた0.05カ月と19年度の0.05カ月を合
わせ0.1カ月引き上げる方向で調整しており、鴻巣市が実施した場合、当組合の議員及び特別職に
ついては平成17年度0.05カ月据え置いておりますので、同様に0.1カ月引き上げることで、議会運
営委員会において専決処分もやむを得ないとして、議会運営委員長が議会に報告いたし、議員各位

のご理解をいただき、鴻巣市が条例の一部改正を12月議会に上程し、11月30日に議決されましたので、専決処分をさせていただいております。

2枚めくっていただき、議案第1号資料 1、新旧対照表をお願いいたします。左側が現行、右側が改正案であります。第5条第1項中「1箇月」の「箇」の漢字を平仮名の「か」に改め、同条第2項中「100分の230」を「100分の240」に、「6箇月」の「箇」の漢字を平仮名の「か」に改め、公布の日から施行するものであります。

「1箇月」の「箇」の漢字を平仮名の「か」に改めることにつきましては、鴻巣市がこのような改正を進めており、この部分だけの条例改正は行わず、内容に変更が生じた条例を改正する際、その都度あわせて改正しているとのことですので、組合も同様に改正させていただいたものであります。

議案第1号資料 2、新旧対照表をお願いします。本年度0.1カ月引き上げました期末手当を6月と12月にそれぞれ0.05カ月振り分けたものであります。

第5条第2項中「100分の210」を「100分の215」に、「100分の240」を「100分の235」に改め、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 私も議会運営委員なので、こういう措置になるということは承知してはいたのですが、鴻巣市は確かに12月議会の12月1日施行ですので、11月の末に行ったわけですが、鴻巣市の例によるということですが、では実際に構成市町である北本市や吉見町のほうはどういう対応をされているのか。それとあわせて、これは中部環境ですけれども、いろいろな市町村のやっている広域連合あります。その広域連合の対応がどうだったのか。私どもは、鴻巣の議会の中では、市民の負担がふえているという中で、財政難だという中では、やはり一定程度議員も自粛すべきではないかという立場で、専決処分には、鴻巣の議会の中で出された議案には反対という態度表明をしてみましたけれども、そういう点でその財源の確保の問題も含めてどうなのか、お聞きをします。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 近辺の北本市、吉見町、県央広域事務組合というご質問でよろしいでしょうか。私ども職員は、鴻巣市の給与を準用しております。しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、17年の人事院勧告の0.05を引き上げる際に、議員さんと特別職は引き上げの措置をとりませんでした。しかしながら、鴻巣市さんとの調整を図りながら、0.1を上げさせてもらったのが今回の専決処分でございます。私ども反省点がございます。北本市さん、吉見町さん、県央広域事務組合さんは議員、特別職を0.05上げていないと伺っております。

財政の件なのですが、ここで私ども大きな問題があります。今後、反省点として、専決処分を議

員さん申し入れるのでなく、定例議会に上程すれば整合性があったのかな。専決処分やむを得ないということでさせていただいた案件が、ほかの団体と調整をとりながらと常日ごろ申し上げていますけれども、調整にならなかったということで、今回の中部環境の手法は改めさせて、次からこういう案件が出た場合には、次の議会で上程して上げるのであれば遡及措置をとる、そのような手法を一つの反省材料といたしましたので、ご理解賜りたいと思います。

それから、財源につきましてでございますけれども、第3号で補正予算を提出いたします。今ご案内のとおり雑入として有価物の鉄処分、かなり中部環境としても大きな財源の一部となりつつございます。今回の25万9,000円を補正させていただいた案件につきましては、収入に雑入の有価物を充てるものであります。

もう一回繰り返しますけれども、竹田議員さんのご指摘の専決処分につきましては、十分反省させていただいて、これからは調整をとりながら、議会上程といたしたいと考えております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 先ほどのほかの自治体や広域というか、一部事務組合の問題については、私どもは口を挟むことはできないわけですが、やはり全体の流れとしては、財政が厳しいということが大きく私はあるというふうに考えるわけです。そういう点では、自分たちで議決権を持っているものからすると、もう支給もされてしまっているわけですが、やはり今後慎重に対応して、やはり一番は市民の皆さんへの配慮を含めた対応を私はすべきだというふうに考えますので、その点は今後よろしくお願いします。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大澤芳秋議長 挙手多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり承認されました。

議案第2号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第8、議案第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。
先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明を申し上げます。

埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、12月1日、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

2枚めくっていただき、議案第2号資料 1、新旧対照表をお願いいたします。第6条第1項中「1箇月」の「箇」の漢字を平仮名の「か」に、「離れたとき」を「離れた者」に改め、同条第2項中「100分の230」を「100分の240」に、「6箇月」の「箇」の漢字を平仮名の「か」に、「一般職の例」を「一般職の職員の例」に改めたものであります。「離れた者」、「一般職の職員の例」に改めることにつきましては、埼玉中部環境保全組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条においても同様の条文があり、整合性を図るため、文言の整備をいたしたものであります。

公布の日から施行するものであります。

議案第2号資料 2、新旧対照表をお願いいたします。第5条第2項中「100分の210」を「100分の215」に、「100分の240」を「100分の235」に改めたものであります。議案第1号同様、0.1カ月引き上げた期末手当を6月と12月にそれぞれ0.05カ月振り分け、平成20年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大澤芳秋議長 挙手多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議案第3号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第9、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、12月1日、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めたいとするものであります。

1ページをお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,648万円といたしましたものであります。

5ページをお願いいたします。6款諸収入、1節雑入の有価物売却収入を25万9,000円増額したものであります。

6ページをお願いいたします。1款議会費、3節職員手当等、議員期末手当3万6,000円は、0.1カ月の率の引き上げによる増額であります。

2款総務費、3節職員手当等、特別職期末手当8,000円は、0.1カ月の率の引き上げによる増額であります。一般職員手当等は、扶養手当の引き上げにより、扶養手当1万8,000円、地域手当1,000円、期末手当5,000円の増額であります。勤勉手当10万2,000円は、0.05カ月引き上げによる増額であります。4節共済費、職員共済組合負担金1万4,000円は、掛金の率の引き上げによる増額であります。

7ページをお願いいたします。3款衛生費、3節職員手当等、一般職員手当等6万8,000円、4節共済費、職員共済組合負担金7,000円につきましても、総務費同様に施設課職員2名分を増額させていただいたものであります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○大澤芳秋議長 挙手多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり承認されました。

議案第4号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第10、議案第4号 埼玉中部環境保全組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第4号 埼玉中部環境保全組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。当組合の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例は、鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例を準用しておりますが、平成6年9月1日、介護休暇制度導入により国家公務員の一般職の勤務時間、休日及び休暇等に関する法律が改正されたことに伴い、鴻巣市が条例を平成7年3月30日全部改正し、条例番号が平成7年鴻巣市条例第6号と改められておりましたので、整備を図りたいとするものであります。

第2条中「(昭和33年鴻巣市条例第10号)」を「(平成7年鴻巣市条例第6号)」に改めたいとするものであります。

不備がございましたことをおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第11、議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 ご説明申し上げる前に、議案第5号に不備がございましたので、先ほど議長さんのお許しを得て差しかえさせていただきましてを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

差しかえさせていただいた議案第5号をお願いいたします。それでは、議案第5号 埼玉中部環境保全組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

地方公務員の育児休業に関する法律が平成19年5月16日に改正され、同年8月1日施行されたことに伴い、鴻巣市が昨年12月議会で鴻巣市職員の育児休業等に関する条例を改正しておりますので、同様の改正をいたしたいとするものであります。

なお、この案件につきましては、構成市町でも議決されていると伺っております。

2枚めくっていただき、議案第5号資料、新旧対照表をお願いいたします。育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整規定を定めるとともに、引用条文及び語句の整備を図りたいとするものであります。

内容の変更点についてご説明させていただき、引用条文及び語句の整備につきましては、お目通しをお願いしたいと存じます。

改正案の第3条第3号をご説明申し上げます。再度の育児休業をすることができる特別の事情として規定されております。第3条第3号、育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したことに改め、第4号、育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）を加えたいとするものであります。

次ページの改正案の第8条についてご説明申し上げます。第8条、育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、課内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。を加えたいとするものであります。

この案件につきましては、育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整について定めたものであり、旧の規定は育児休業をした期間の2分の1に相当する期間について、そのものの号給を調整することができるとしておりましたが、課内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により調整できると改正されております。

次ページをお願いいたします。旧の第8条、部分休業の承認を削り、第10条として部分休業の承認を定めたものであります。

第10条第1項、部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

第2項、埼玉中部環境保全組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和52年組合条例第10号）第2条の規定により準用する鴻巣市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年鴻巣市条例第6号）第14条第2項第6号の規定による特別休暇を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。と規定したものであります。

まとめさせていただきます。地方公務員の育児休業等に関する法律では、改正前は3歳に満たない子を養育するため、部分休業がとれると規定されておりましたが、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、年齢が引き上げられております。なお、当組合職員には現在該当する職員はおりません。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第12、議案第6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第6号 埼玉中部環境保全組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。当組合の情報公開・個人情報保護審査会並びに同審議会の会長及び委員の報酬につきましては、鴻巣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を参考にさせていただいた経緯がございますので、鴻巣市が情報公開・個人情報保護審査会並びに同審議会の会長及び委員の報酬を改正しておりますので、同様に改正いたしたいとするものであります。

別表中情報公開・個人情報保護審査会の会長「2万800円」を「1万8,500円」に、委員「1万8,800円」を「1万7,000円」に、同審議会の会長「7,400円」を「5,500円」に、委員「6,400円」を「5,000円」に改めたいとするものであります。

なお、埼玉県央広域事務組合も同様、本年2月議会に上程すると伺っております。
以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第13、議案第7号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第7号 埼玉中部環境保全組合特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。正副管理者が組合議会に出席したときの費用弁償、出席日当を見直しをするものであります。

第4条第1項中「議会に出席したときは、費用弁償として出席日当を、公務のため出張したときは」を「公務のため出張したときは」に改め、同条第2項中「出席日当、旅費」を「旅費」に改め、別表（第4条関係）を区分、管理者、副管理者、旅費、日当（1日につき）3,000円、2,600円、宿泊料（1夜につき）1万4,800円、1万3,100円に改めたいとするものであります。正副管理者が組合議会に出席した際には、2,500円の出席日当が支払われておりますが、職員につきましては県内

出席日当は既に廃止しておりますので、正副管理者が会議に出席した際の費用弁償につきましても見直しをいたしたいとするものであります。

平成20年4月1日から施行いたしたいとするものであります。

なお、この案件につきましては、埼玉県央広域事務組合、北本地区衛生組合等、本年2月議会での改正予定と伺っております。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第14、議案第8号 埼玉中部環境保全組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第8号 埼玉中部環境保全組合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

裏面の新旧対照表をお願いいたします。平成15年、構成市町が県内日当廃止傾向にありましたので、当組合も平成16年4月1日、職員の県内日当廃止を別表第1で条例改正をいたしましたが、特別職職員の給与及び旅費に関する条例の第5条、特別職職員の旅費の支給については、一般職の職

員の例によると明記しております。県から別表でなく、条文に明記して規定するのが望ましいとの指摘をいただき、条文にて改めたいとするものであります。

また、本条例には別表がほかになく、今後追加される予定もございませんので、「別表第1」を「別表」と改めたいとするものであります。

第14条から第16条の条文中「別表第1」を「別表」に改め、第14条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加えたいとするものであります。

第2項、前項の規定にかかわらず、県内の区域へ出張した場合は、日当を支給しない。

別表第1(第14条 第16条関係)を別表(第14条 第16条関係)に改め、日当(1日につき)2,200円、宿泊料(1夜につき)1万2,500円に改めたいとするものであります。

平成20年4月1日から施行いたしたいとするものであります。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の説明、質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第15、議案第9号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号)について議題といたします。

先ほど管理者から提案理由の説明が行われましたが、事務局長より細部説明を求め、質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

事務局長より細部説明を求めます。

事務局長。

○原 勇事務局長 議案第9号 平成19年度埼玉中部環境保全組合一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,304万2,000円を追加し、予算の総額を10億5,952万2,000円といたしたいとするものであります。

歳入についてご説明申し上げますので、5ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1節清掃施設手数料につきましては、700万円の増額をいたしたいとするものであります。

3款財産収入、1節利子及び配当金につきましては、利率の上昇により財政調整基金積立金預金利子を129万1,000円、施設整備基金積立金預金利子を115万1,000円、それぞれ補正増をいたしたいとするものであります。

6款諸収入、1節雑入につきましては、有価物売却収入を360万円補正増をいたしたいとするものであります。

6ページをお願いいたします。歳出についてご説明申し上げます。2款総務費、2目財政調整基金費、25節積立金は、利率の上昇により129万2,000円の利子分を増額をいたしたいとするものであります。なお、基金の1月末現在高は5億1,234万1,825円であります。

3目施設整備基金費、25節積立金につきましても利率の上昇により115万2,000円の利子分を増額いたし、また収入見込み及び塵芥処理費の補正減により1,959万8,000円、合計2,075万円を施設整備基金に積み立てをいたしたいとするものであります。基金の1月末現在高は5億816万1,316円あります。

3款衛生費、2目塵芥処理費、11節需用費、薬剤費につきましては、契約時の単価交渉等により200万円の減額をするものであります。13節委託料につきましては、入札執行に伴い焼却炉等定期点検整備委託料900万円の減額、環境調査業務委託料200万円の減額であります。

なお、焼却灰等中間処理委託料につきましては、焼却灰及びばいじんが約150トンの増加が見込まれますので、400万円の増額をいたしたいとするものであります。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○大澤芳秋議長 説明が終わりましたので、質疑のある方の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時39分

○大澤芳秋議長 会議を再開いたします。

なお、三宮議員から欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告を申し上げます。

議案第10号の質疑、採決

○大澤芳秋議長 日程第16、議案第10号 平成20年度埼玉中部環境保全組合一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより質疑のある方の発言を許可します。

湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 それでは、平成20年度一般会計予算の中で、特に2款1項13節の中のホームページ制作についてお尋ねをいたしたいと思います。まずは、この本会議に先立っての全員協議会の中でお尋ねしておきました。県内のこういった一部事務組合開設状況としては、既に15組合中10組合が開設されていらっしゃるということで、若干後発ではあるかとは思いますが、それでもこのホームページ開設につきましては、私どもこの間も以前より開設提案等、要望を重ねてきた事項でございます。それを受けていただいて、検討、研究を重ねられ、今回予算案に計上となりましたこと、そして要するに具体的な段階に進んだということで、まずは感謝を申し上げたいと思います。

そこで、改めましてこのホームページについて、特に今回開設されるホームページの制作のコンセプトについてしっかりとお尋ねをしておきたいと思います。これは、これまでも申し上げてきたことですが、単に一方的、特に文字情報、文字のみの伝達にとどまることなく、インターネット特有の利便性ですとか即時性、あとは画像取り扱い、取り組みやすさ、そして双方向性でしょうか、こういった特質をぜひ活用していただきたい。また、これは事あるごとに申し上げてきたことですが、環境保全のセンターとして、中部環境保全センターとして教育、啓蒙の場としてのそういう立場からの活用を望んでいるところではあるのですが、まずはこのホームページ制作コンセプト、これについてお伺いをいたしたいと思います。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 大変難しいご質問でございます。コンセプトを概念としてとらえてよろしいでしょうか。

〔「……概念です」と言う人あり〕

○原 勇事務局長 それでは、概念という形で中部環境の概念を、導入するに当たりの概念を申し上げます。

まずもって利用者の使いやすさ、わかりやすさ、それに見やすさを考慮し、担当職員の使いやすさを実現できる時代型ホームページ管理システムを導入してまいりたい。この案件につきましては、単なる更新が簡単にできると伺っております。私も職員、今6名でございますので、ホームページのみに取りかかる職員も、兼務でやらなければなりませんので、その辺もご理解賜って、しかしながら私も中部環境、ほかの環境施設もございますけれども、年間2,000人の小学生が、社会科の4年生、見学に来られます。よって、子供たちも見たくなるような、また見て楽しむことができるようなホームページを立ち上げてまいりたい。これには、やはり立ち上げる前にはいろいろのところのホームページも参考にさせていただいて、声を大にして言いますけれども、中部環境のホームページが一番いいのだというようなホームページを立ち上げてまいるように努力してまいりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○大澤芳秋議長 湯澤議員。

○7番 湯澤清訓議員 予定というか、予想以上のすばらしいご答弁ありがとうございます。私自身このご答弁の中で関係する、興味を持って、これは教育的観点からもそうなのですが、興味を持つというのは非常にキーワードでして、そこが重要だと思います。それに対しては、やはりこのホームページというものは、単なる紙とかと異なって力を発揮すると考えておりますので、またホームページということを考えますと、自宅でということが一つですが、それとともに、やはり今多分各小中学校、それからコンピューター関係の条件が整っていると思いますので、学校授業等の活用、そういったことを考えますので、ぜひとも、今もう既に年2,000人ですか、すばらしいですね、見学者がいらっしゃる。そういった小中学校等の連携と、ですから2,000人ですよ。私自身もこのセンターの入り口、玄関から入ってすぐのところに子供がスケッチした土地の掲示というか作品というか、あとは感想や報告を見ると、非常に気持ちよく、あれなどもやはりホームページに非常にいい素材、題材だと思いますので、そういったことも含めて活用していただければありがたいと思います。まずはだからお子さん、すばらしいと思うのです。もちろんただ子供だけではなくて大人のほうも、さまざまな環境関係団体がございますので、そういったもののそういった方々の連携ですとか、あとは環境をもうちょっと広くして自然ということと考えますと、ちょうどすぐ地理的にも見える位置に県の生活環境センター、そういったところもございますので、そう

いったところでホームページとかインターネットの特質というのは、人的とか事務的に交流するのと違って、ネット上でリンクをするなんていうのも実は非常に簡単な話でございますので、物質的にはほとんど消費しないものですから、そういった点で活用を図っていただきたいと思います。

それと、あともう一つが今度は議員としてお願いをしておきます。これは、もう既に例規集のCD-ROM化をしていただいております、あそこまでいってしまいますと、これはもうあとはホームページ等で活用するのは非常に簡単な話でございますので、例規集、あとはやっぱりぜひ議事録、そういったものの検索等、データベースの基礎としての運用を望みたいと思います。

最後に、ご答弁の中でありましたやはりどうしても今の職員さんの負担大変だと思います。非常に一方でぜひとも即時性とか日常性が非常に大変ですので、職員の方々、私は積極的に増員も含めて充実を図っていただきたいと思っております。

以上で、これはあくまでも要望で……。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑はございませんか。

竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 1点質問をいたします。

22ページです。職員の配置の問題で質問をいたします。人は平等に毎年1歳ずつ年をとって、しかもここは6人でやっておられるので、基本的には構成される人は変わらないというふうに私は受けとめていたのですが、19年度の予算書を見ると、18年12月1日現在、平均年齢が52.6歳なのですが、20年度の予算書を見ると、18年12月1日現在、52.4歳で0.2歳若返った。同じ顔ぶれだというふうに私は受けとめていたのですが、0.2歳若返った内訳と、それとあと全体には4級から7級に張りついていて、基本的には先ほどお話しした1つずつ年をとるから、60歳になると定年退職するという点では、傾斜をつけた人員配置というのは必要だというふうに私は考えているのです。そういう点では、管理者自身がどのようにこの継続的な行政サービスができるような人事配置をお考えなのか、この2点についてお尋ねをします。

○大澤芳秋議長 事務局長。

○原 勇事務局長 まず、1点目の52.6歳の関係、まことに鋭いご指摘でございます。回答申し上げます。計算ミスでございます。まことに申しわけない。今現在の52.4、53.4の数字が正しいと認識しております。以前の数字は、計上いたしました。計算ミスで、私ども職員変わっておりませんので、0.2下がる年齢平均ではございませんので、ご理解賜りたいと思います。

それから、人事構成については、私どもも答弁できませんので、ご理解賜りたいと思います。

○大澤芳秋議長 管理者。

○新井保美管理者 中部環境につきましては、技能職ということも必要となりますので、定年退職という点では、採用をもって、やはり若い職員を育てることを考えなければならないと考えております。

○大澤芳秋議長 竹田議員。

○5番 竹田悦子議員 わかりました。では、1点目の確認はということは、昨年度の予算のその数字が間違いだったということを私たちも含めて、ことし明らかになったということの確認でいいですね。

それから、採用というか、傾斜をつけたその職員の配置の問題でいうと、私と管理者は同じ認識であるということですが、来年度どうするのかというのは、来年度の予算を見ると、このままいくのかなというふうにちょっと思うのですが、今後の例えば退職の予想とかということも含めてどう考えておられるのか、傾斜をつける必要はあるという認識は同じだと思うのですが、今後のその部分も含めて、先ほど今度施設検討委員会などの新しい委員会もできていますし、それから先ほどのホームページの問題やいろいろなニーズにこたえて、その職員の定数には満たされていないのが今の中部環境の職員の配置です。だから、そういうことも含めたその職員の配置を今後私はしていく必要があると思うし、今からそういう点では準備をする。来年度に向けて、例えば職員の採用の検討も私は必要ではないかというふうに考えますが、その点のお考えだけお示しいただきたいと思います。

○大澤芳秋議長 管理者。

○新井保美管理者 先ほどのお答えで申し上げましたように、長期的に見て職員の採用をしていかなければならないと考えております。今後、定年を迎える職員もおりますので、事務に支障を来さないよう対応してまいりたいと考えております。

○大澤芳秋議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○大澤芳秋議長 ご異議なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○大澤芳秋議長 挙手全員であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

管理者あいさつ

○大澤芳秋議長 以上で本定例会に提案されました議事はすべて終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、許可いたします。

管理者。

○新井保美管理者 それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げさせていただきます。

本議会にご提案申し上げました議案につきまして、慎重なご審議をいただき、原案のとおり可決、ご承認いただき、まことにありがとうございました。

当組合の懸案事項であります第2期大間最終処分場の早期廃止に向けまして、また維持管理経費の削減に向けまして、新年度からフロートバイオシステム工法の本格導入を予定し、平成20年度当初予算に関係費用を計上させていただきましたけれども、議員各位のご理解を賜りご承認いただきましたことに心から感謝を申し上げます。今後も地権者の皆様に対しまして、誠意を持って対応し、早期廃止に向けて努力してまいりたいと考えておりますので、皆様方のさらなるご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、今後も地域の皆さんと協調し、良好な施設運営に努めてまいりたいと存じますので、議員皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方の今後のご活躍、ご健勝をご祈念させていただきます。閉会に当たってのお礼のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○大澤芳秋議長 ありがとうございました。

閉会の宣告

○大澤芳秋議長 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成20年第1回(2月)埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

(午前11時55分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成20年2月20日

議 長 大 澤 芳 秋

署 名 議 員 福 島 忠 夫

署 名 議 員 柳 谷 泉

署 名 議 員 岩 崎 勤